

放送広告とインターネットの規制について

令和5年11月30日(木)衆議院 憲法審査会
衆議院議員 奥野総一郎 (立憲民主党・無所属)
出所:奥野総一郎事務所作成資料

表現の自由 (⇒ できる限り自由に) V S. 国民投票の公平・公正 (⇒ 賛否平等・正確な情報の流通)

現行法

【放送広告規制】

- ① **勧誘広告**: 主体を問わず、投票日前2週間にわたり禁止
- ② **意見広告**: 規制なし

* 民放連による自主規制
(「国民投票運動CMなどの取り扱いに関する審査ガイドライン」(H31.3.20))

自主規制
CMの影響
力不十分

規制なし

これまでの立憲民主案

【放送広告規制の修正】

- ① **勧誘広告**: 主体を問わず、全運動期間にわたり禁止
- ② **意見広告**: 政党等に限り、全運動期間にわたり禁止

【資金規制】(間接的な規制)

- i 国民投票運動等の支出額が1千万円超の団体には収支報告書の提出義務、公表
- ii 支出金額の上限の設定(5億円)
- iii 外国人等からの資金援助の禁止

【有料ネット広告規制】

- ㊦ 政党等による有料ネット広告(勧誘・意見)の禁止
- ㊧ ネット広告事業者等による掲載基準策定の努力義務
(+広報協によるガイドライン策定)

【ネットの適正利用】

- ㊨ ネットによる勧誘・意見発信の際表示義務
- ㊩ ネットの適正利用努力義務
(+広報協によるガイドライン策定)

【広報協の活動】

- ㊪ ウェブサイト等による広報
- ㊫ ファクトチェック団体との連携

ネット
利用の
増加

立憲民主党 AI・デジタル WT 検討案

【放送広告規制の追加】

* 有料放送広告の広告主の明示義務

【有料ネット広告規制の追加】

- a 有料ネット広告の広告主明示義務
- b 有料ネット広告に関する情報の保存・閲覧義務(デジタルアーカイブ化)

【ネットの適正利用(フェイク対策等)】

- c SNS 事業者が影響の大きい投稿を通報→広報協による付随的提供
- d 検索結果に広報協 URL 表示

放送
広告

できるだけ自由に

インターネット

AIとデジタル
技術の
発達

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第76号)

附 則

(検討)

第4条 国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(次号イにおいて「国民投票法」という。)第1条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。)の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ 投票立会人の選任の要件の緩和

二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 国民投票運動等(国民投票法第100条の2に規定する国民投票運動又は国民投票法第14条第1項第1号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。)のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策